

貸金業規制緩和に反対する会長声明

報道によると、自由民主党は貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正を検討するとのことである。即ち、政府から認可を受けた健全な貸金業者に限り、現在20%の貸出上限金利を29.2%に引き上げること、及び、貸付の総額を規制するいわゆる総量規制を撤廃することなどを要素とする貸金業の規制緩和の検討を始める模様である。かかる報道を受けて、麻生金融担当大臣は、「政府として直ちに改定する気はない」としたが、依然として情勢は不透明であると言わざるを得ない。

改正貸金業法は、破産・自殺の急増など深刻な社会問題となっていた多重債務問題を解決すべく平成18年12月に当時の自由民主党・安倍政権下で与野党全会一致で成立した画期的な法律である。同法による高金利規制・総量規制の完全施行と官民を挙げた「多重債務問題改善プログラム」に基づいた相談窓口の拡充等の取り組みにより、その後多重債務者は確実に減少し、経済・生活問題における自殺者も減少に転ずるなど、大いに成果を上げてきている。

従前の多重債務者の状況は、まさに惨憺たるものであり、当会としても、かかる多重債務問題の解決のために日々腐心してきた。平成21年7月31日には改正貸金業法の早期完全施行等を求める会長声明を出し、翌8月からは多重債務当番弁護士制度を発足させ、平日日中は常に無料で多重債務相談が受けられるようにするなどの相談体制の充実を図ってきた。さらに、各種金利引き下げ運動を積極的に推進するとともに、平成24年8月2日には改正貸金業法の見直しに反対する会長声明を出している。

今回の金利規制・総量規制の緩和を目指す動きは、このようなこれまでの多重債務問題に対する取り組みの成果を無に帰せしめ、多重債務問題を再燃させる危険性が高いことは明白である。

報道では、金利規制の緩和は、政府から「健全経営」として認可された貸金業者に限るといふことにはなっているが、これまで多重債務問題は、まさに貸金業の大手企業を含めて引き起こされてきたことは顕著な事実であり、「健全経営」であるから問題はないということではない。むしろ、高金利・過剰融資とならないよう配慮することこそが健全な経営なのであって、規制を緩和するということは本末転倒である。また、総量規制の自主規制化による緩和についても、平成18年貸金業法改正以前から業界には自主規制基準が存していたにも拘わらず、全く機能していなかったことに照らせば、およそ歯止めとなるものではない。さらに、資金需要があるという指摘に対しては、低利の融資制度の拡充によって対応すべきことであって、金利規制・総量規制の緩和によって行うことではない。

債務者の生活を破綻させ、その人格を破壊しかねない多重債務問題の再燃は絶対に阻止しなければならない。いったん成立した貸金業法を改正して、金利規制・総量規制を緩和することには、断固として反対する。

2014年（平成26年）5月21日

宮崎県弁護士会

会長 柏田 芳 徳

